

令和2年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第4報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和2年6月1日 厚生労働省告示第234号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
- ・令和2年6月2日 保医発0602第2号 検査料の点数の取扱いについて
- ・令和2年6月9日 医療課事務連絡 令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早93	右	下から8行目	<p>B001-9 療養・就労両立支援指導料</p> <p>2については、1を算定した患者に、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月 <u>又はその翌月</u> から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。</p> <p><u>なお、1を算定した日の属する月に2を算定しなかった場合に限り、その翌月から起算すること。</u></p>	<p>B001-9 療養・就労両立支援指導料</p> <p>2については、1を算定した患者に、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。</p>	字句挿入
早247		下から6行目	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(2) 30日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ 内服薬 モルヒネ硫酸塩、<u>リスデキサソフェタミンメシル酸塩</u>、ロフラゼブ酸エチル、</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(2) 30日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ 内服薬 モルヒネ硫酸塩、ロフラゼブ酸エチル、</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	字句挿入
205	左	上から18行目	<p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>2 特定薬剤治療管理料</p> <p>イ 特定薬剤治療管理料1 470点</p> <p>ロ 特定薬剤治療管理料2 100点</p> <p>注 1～6 (略)</p> <p>7 <u>イについては、入院中の患者であって、バンコマイシンを投与しているものに対して、血中のバンコマイシンの濃度を複数回測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、1回に限り、530点を所定点数に加算する。</u></p> <p>注 8～11 (略)</p>	<p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>2 特定薬剤治療管理料</p> <p>イ 特定薬剤治療管理料1 470点</p> <p>ロ 特定薬剤治療管理料2 100点</p> <p>注 1～6 (略)</p> <p>7 <u>イについては、入院中の患者であって、バンコマイシンを投与しているものに対して、<u>同一暦月</u>に血中のバンコマイシンの濃度を複数回測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、<u>1回目</u>の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、530点を所定点数に加算する。</u></p> <p>注 8～11 (略)</p>	官報原稿誤り

262	左	下から13行目	<p>B001-9 療養・就労両立支援指導料</p> <p>1 初回 800点</p> <p>2 2回目以降 400点</p> <p>注1 (略)</p> <p>2 2については、当該保険医療機関において1を算定した患者について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月 又はその翌月 から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。</p> <p>注3・4 (略)</p>	<p>B001-9 療養・就労両立支援指導料</p> <p>1 初回 800点</p> <p>2 2回目以降 400点</p> <p>注1 (略)</p> <p>2 2については、当該保険医療機関において1を算定した患者について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。</p> <p>注3・4 (略)</p>	官報原稿誤り
263	右	上から10行目	<p>B001-9 療養・就労両立支援指導料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 「2」については、「1」を算定した患者について、情報提供を行った診療の次回以降の受診時に、就労の状況等を確認し、必要な療養上の指導を行った場合に、「1」を算定した日の属する月 又はその翌月 から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。</p> <p>なお、「1」を算定した日の属する月に「2」を算定しなかった場合に限り、その翌月から起算すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>B001-9 療養・就労両立支援指導料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 「2」については、「1」を算定した患者について、情報提供を行った診療の次回以降の受診時に、就労の状況等を確認し、必要な療養上の指導を行った場合に、「1」を算定した日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	字句挿入
407	右	下から15行目	<p>第3部 検査</p> <p>通則</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 第3部検査の部において用いられる検査法の略号については下記のとおりである。</p> <p>PHA ～ HDRA (略)</p> <p>CD-DST:Collagen gel droplet embedded culture drug sensitivity test</p> <p><u>TRC:Transcription Reverse-transcription Concerted reaction</u></p> <p>注 LA(測定機器を用いるもの)とは、抗原抗体反応によりラテックス粒子が形成する凝集塊を光学的な分析機器を用いて定量的に測定する方法をいう。</p> <p>17～18 (略)</p>	<p>第3部 検査</p> <p>通則</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 第3部検査の部において用いられる検査法の略号については下記のとおりである。</p> <p>PHA ～ HDRA (略)</p> <p>CD-DST:Collagen gel droplet embedded culture drug sensitivity test</p> <p>注 LA(測定機器を用いるもの)とは、抗原抗体反応によりラテックス粒子が形成する凝集塊を光学的な分析機器を用いて定量的に測定する方法をいう。</p> <p>17～18 (略)</p>	字句挿入
			<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(16) (略)</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(16) (略)</p>	

- (17) SARS-CoV-2核酸検出は、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合又はCOVID-19の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。なお、検査に用いる検体については、国立感染症研究所が作成した「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」を参照すること。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年5月29日健感発0529第1号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

- (17) SARS-CoV-2核酸検出は、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液又は鼻腔拭い液からの検体を用いて、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合又はCOVID-19の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年2月18日健感発0218第3号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

(18)~(26) (略)

(18)~(26) (略)